

特 約 条 項

第1 乙は、双葉地方広域市町村圏組合工事請負約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 約款第34条、第35条、第36条、第37条は削除する。

第3 約款第23条第1項、第24条第1項、第25条第3項、同第7項、第30条第1項、第31条第2項、第38条第2項中、「14日以内」とあるのは、「7日以内」と読み替える。

【別 記】

特 約 条 項

第1 乙は、双葉地方広域市町村圏組合工事請負約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 約款第34条、第35条、第36条、第37条は削除する。

第3 約款第23条第1項、第24条第1項、第25条第3項、同第7項、第30条第1項、第31条第2項、第38条第2項中、「14日以内」とあるのは、「7日以内」と読み替える。

第4 約款第32条第2項中、「40日以内」とあるのは、「60日以内」と読み替える。